

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	79	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人建築研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要	・ 建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発						
沿革	昭17.12 大蔵省大臣官房営繕課建築研究室 → 昭21.4 戦災復興院総裁官房技術研究所 → 昭23.1 建設院第二技術研究所 → 昭23.7 建設省建築研究所 → 平13.1 国土交通省建築研究所 → 平13.4 独立行政法人建築研究所						
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）						
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)				4	4	4	4 [0] (0)
常勤役員数				3	3	3	3
非常勤役員数				1	1	1	1
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)				85	86	85	87 [0] (37)
うち間接部門				17	17	17	17
うち事業部門				68	69	68	70
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)				68 (0)	60 (0)	63 (0)	57 (0)
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動案)				101.7 (102.5)	101.4 (101.5)	96.6 (97.7)	- (-)
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動案)				105.6 (102.3)	104.3 (102.4)	103.3 (102.3)	- (-)
年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	予算/決算			決算	決算	決算	当初予算
	一般会計(百万円)			2,074	1,937	2,050	1,778
	うち運営費交付金			1,924	1,745	1,664	1,692
	うち施設整備費補助金			78	160	370	86
	うち施設整備以外の補助金・交付金			72	32	16	-
	うち委託費			-	-	-	-
	うち出資金			-	-	-	-
	特別会計(特会名)(百万円)			-	-	-	-
	うち運営費交付金			-	-	-	-
	うち施設整備費補助金			-	-	-	-
	うち施設整備以外の補助金・交付金			-	-	-	-
	うち委託費			-	-	-	-
	うち出資金			-	-	-	-
	計				2,074	1,937	2,050
支出額の推移(百万円)				2,221	1,966	2,164	1,980
収入額の推移(百万円)				2,221	2,052	2,138	1,980
国の財政支出/収入額(%)				93.4	94.4	95.9	89.8
財務データ (平成24年度、百万 円)	資産合計			14,167	うち流動資産	394	
	負債合計			717	純資産合計	13,449	うち利益剰余金

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	79	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人建築研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			国費	自己収入			
建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	①建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とし、グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現、安全・安心な住宅・建築・都市の実現、人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生、建築・都市計画技術による国際貢献と情報化への対応等に資する研究開発等を行う。 ②中期目標で定められた基本方針に沿い、中期計画及び年度計画に基づき研究開発を実施。その実施にあたっては外部研究評価を受けるとともに、成果の普及にも努めている。 (建築研究所法第12条第1～5号及び第7号)。	1,799	合計		1,840	一般財団法人ベターリビング	2
			国費	運営費交付金	1,383	一般財団法人日本航空協会	1
				施設整備補助金	370		
			自己収入	受託収入	37		
				技術指導等収入	28		
				施設利用料等収入	21		
			知的所有権収入	1			
地震工学に関する研修生への研修	①開発途上国等における地震防災対策の向上に資するため、地震工学に関する研修を行い、開発途上国等の技術者を養成する。 ②中期目標、中期計画、年度計画に基づき実施（建築研究所法第12条6～7号）。なお、地震工学に関する研修生への研修に関する関係機関の事務の連絡調整は、国土交通省設置法第4条第127号による。	365	合計		298		
			国費	運営費交付金	281		
				施設整備補助金	0		
			自己収入	受託収入	7		
				技術指導等収入	6		
				施設利用料等収入	4		
			知的所有権収入	0			
			合計				
			国費	運営費交付金			
				施設整備補助金			
				〇〇費補助金			
				〇〇委託費			
				〇〇出資金			
			自己収入				

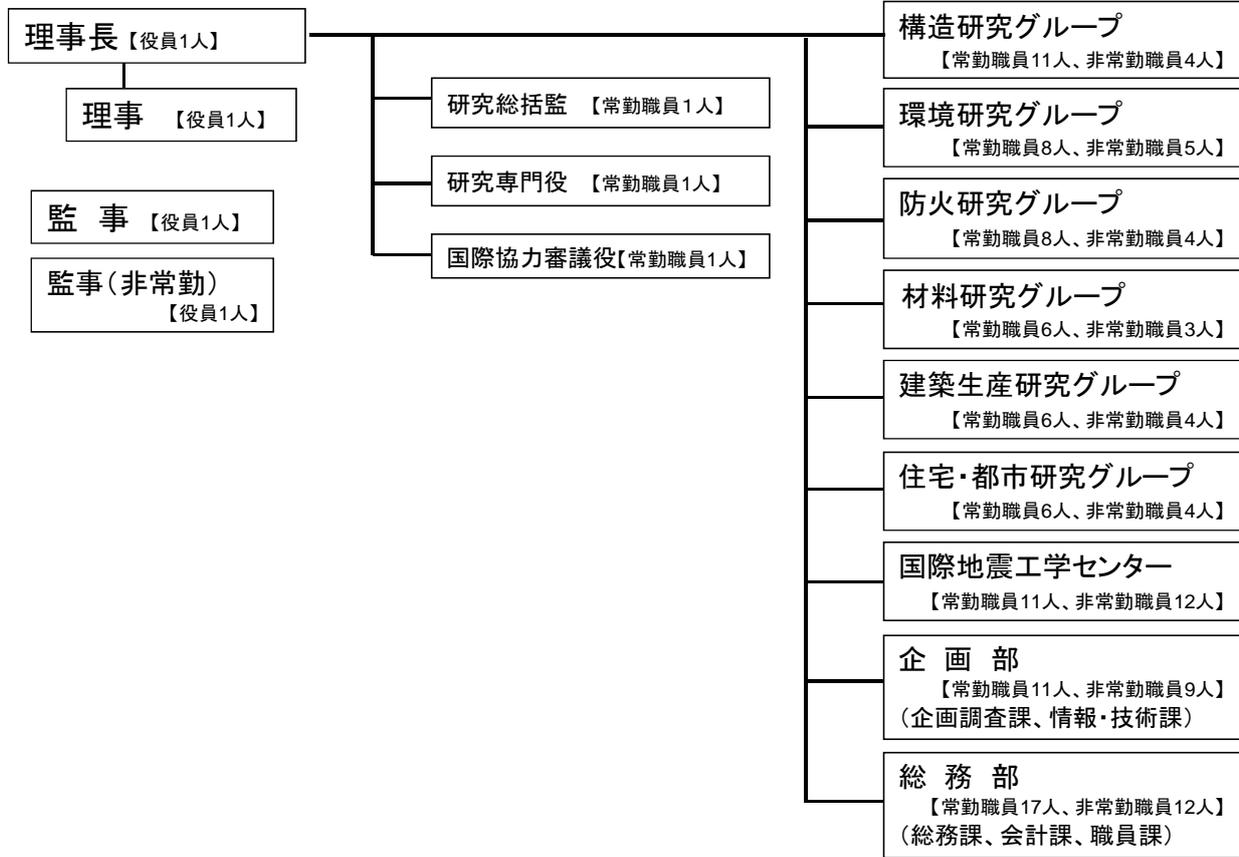
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

		合計			
特別会計	法人合計（百万円）				
			該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	79	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人建築研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



所在地（全部門）：茨城県つくば市

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員（平成25年4月1日現在）を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	79	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人建築研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

国土交通省の政策体系の中では、政策目標「11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進」のための施策目標「41 技術研究開発を推進する」に位置づけられている。

建築研究所の研究開発は、国民の生活基盤である住宅・建築・都市に関する技術について、行政との連携を図りつつ、公的な立場から行う耐震や省エネなどの技術についての研究開発であり、その成果は国の技術基準の作成等に反映されることにより、民間での活用を可能とし、最終アウトカムとして住宅・建築・都市の質の確保・向上に寄与するものである。

安全・安心な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発では、例えば、東日本大震災を受けて津波に対する建築物の安全性向上に関する研究開発を実施し、成果が津波防災地域づくり法に基づく技術基準に反映されている。また、グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発では、例えば、省エネルギー評価手法に関する研究を実施し、成果が都市の低炭素化の促進に関する法律等の関連告示に反映されている。このように、国民の安全・安心の確保や低炭素化の促進の観点から成果を挙げている。

また、開発途上国等における地震防災対策の向上に資するため、国際地震工学研修を行って開発途上国等の技術者等を養成しており、これまでの研修修了者の総数（平成25年3月末時点）は、99カ国・地域から1,588名に達している。多くの修了生が帰国後に各国の地震防災対策における指導的立場に就いている。このように、開発途上国等の技術者等を養成し、開発途上国等における地震防災対策の向上に寄与するとともに、我が国の国際的プレゼンスの向上に貢献している。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

（メリット）

- ・主務大臣から与えられた目標の範囲内で理事長に付与された運営面における幅広い裁量権による組織運営が可能であり、迅速な意思決定が可能となっていること。

- ・使途が特定されない運営費交付金制度によって弾力的な予算執行が可能であり、効率的・自律的に研究を実施できること。

- ・中期目標期間内という比較的長い期間で研究テーマに取り組むことが可能。

（デメリット）

- ・多層的な評価が行われており、主務省・法人の負担が増加していること。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	424	独立行政法人建築研究所（運営費交付金）
国土交通省	425	独立行政法人建築研究所（施設整備）

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算） （百万円）	委託先
内部管理業務	会計監査、保険、健康診断、車両管理 等	12	日本総合サービス(株)、優成監査法人、医療法人社団筑波記念会等
庁舎管理等業務	庁舎管理・清掃・エレベータ保守点検、庁舎機械警備、電気・機械設備保守点検、実験施設・実験装置保守点検	150	(株)ダイケングループ、三菱重工業(株)原動機事業本部、(株)大西熱学等
システム関連業務	会計システム等の運用管理業務	2	神田通信機(株)、(財)日本システム開発研究所、(株)ブレインテック等

②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算） （百万円）	委託先
研究、調査、計測業務等	研究実施に必要な調査、データの計測、機器等の借上等	302	(株)菱晃、(株)マルイ東京営業所、アシス(株)等
研究用施設の整備等	建築研究所研究用施設・装置等の整備、改修	160	(株)大西熱学、(株)羽原工務店、(株)富士通エフサス等

No.	79	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人建築研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	
○組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ・平成20年度までに、屋外火災実験場観測制御室を廃止する。	
② これに対する現時点での考え方	
組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ・屋外火災実験場観測制御室を廃止した。（H21.3）	
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	
【土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所】 ・上記5法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。 ・現在各法人が有している能力を維持・向上させる観点から、各分野に関して、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築する。 ・また、現在各研究所が有するプレゼンスを損なうことのないよう、統合後に各研究所の名称を引き続き使用することも含めて検討する。	
② これに対する現時点での考え方	
・他の4法人とは、業務目的や業務内容、成果の反映先が異なっており、重複は無い。このため統合による研究面でのシナジー効果がない。また、5つの研究を総括する職員が新たに必要となり、間接部門でも会計システム統合等に膨大な時間とコスト増を要することとなるため、統合によるメリットはないと考えている。 ・首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模災害に備えた対応や、住宅・ビルの省エネ基準の段階的適合義務化に向けた対応など、これまで以上に法人の予算・人員の柔軟かつ機動的な動員を迅速に意思決定する必要性が高まっていることから、専門分野に精通した理事長によるトップマネジメントが不可欠である。一方、研究機関の統合については、他の研究機関との間では技術の専門性が異なるため、組織の重層化・複雑化により迅速かつ適切な意思決定を阻害する恐れもあり、今後、建築研究所に求められている業務の実施に支障を来す恐れがある。	
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	
—	
② 対応状況	
—	

No.	79	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人建築研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

- ・ 建築研究所は次の特性を有している研究開発型の独立行政法人であり、統合等の組織見直しを行った場合、以下の機能が損なわれることが懸念される。
 - 1) 建築研究所は、業務分野に精通した理事長の適切な判断の下で効率的なマネジメントができる組織であること。また、理事長が組織、人事、予算、研究開発など組織運営すべてについて意思決定し、内部統制が確立していること。
 - 2) 建築研究所は、行政課題解決型の研究開発独立行政法人として、現在及び将来の行政課題に直結した技術基準等に反映する研究を、中立・公平な立場（アンパイア）から迅速かつ適切に実施していること。
 - 3) 建築研究所は、構造、環境、防火、材料、建築生産、住宅・都市等の各分野の研究者を総合的に擁し、住宅・建築・都市分野の行政課題に直結する研究開発を組織的・継続的に取り組む体制を有していること。また、技術基準策定等に資する研究開発に必要な高度かつ専門的な実験施設を有していること。
 - 4) 建築研究所は多くの高度な知識を有する研究者を日本の大学に輩出し、また、開発途上国等に対する地震工学の研修を通じて、国内外に建築研究所を中心とした研究者ネットワークも有すること。
 - 5) 建築研究所 (Building Research Institute) は、日本を代表する建築系研究機関として、国際的な地位を確立していること（現在、建築研究所は、建築研究国際協議会（CIB、メンバーは世界約370機関）の日本における中核機関、国際材料構造研究機関連合（RILEM、メンバーは世界約1200の法人・個人）の日本代表機関）。
- ・ 首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模災害に備えた対応や、住宅・ビルの省エネ基準の段階的適合義務化に向けた対応などのため、建築・都市計画技術に精通した理事長のトップマネジメントの下、これまで以上に法人の予算・人員の柔軟かつ機動的な動員を迅速に意思決定できる組織体制とする必要がある。
- ・ これまでも、時々の政策課題に照らし政策効果を最大化させる観点から、評価委員会を活用しつつ各事業の必要性の検証や実施体制の効率化に取り組んできたところ、引き続き不断の見直しを行っていく考え。

No.	79	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人建築研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

3（3）研究開発を行う法人への対応について

②見直しの方向性

・国の科学技術イノベーション政策を確実に実施・反映していくため、主務大臣は司令塔たる総合科学技術会議が定めた国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行うとともに、総合科学技術会議は法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与

←総合科学技術会議の中期目標期間に係る業績評価等への関与にあたっては、研究開発を行う法人が一律ではないことを踏まえた適切な業績評価等への関与としていただきたい。

←主務大臣と総合科学技術会議の役割等を明確化し、評価項目の必要性を精査することで、法人の「評価疲れ」を防止するようご配慮いただきたい。

（参考）自民党政権公約 J-ファイル2013（抄）

3 4 0 独立行政法人改革

・・・評価については、評価項目の必要性を精査して「評価疲れ」を防止するとともに、業務の達成度合いと効率化度合いに分離します。・・・